

公布された規則のあらまし

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第六二号）

- 1 現業職給料表について、初任給を中心とした若年層を除き、給料月額を改定することとした。（別表第一関係）
- 2 この規則は、平成二十二年一月一日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。